

#### (4) 教育・訓練

○ 各事業者は、正しい知識を習得し、従業員への周知に努める。現時点から始めるべき感染予防策を実践することが求められる。

感染予防策は、経営者から従業員一人ひとりまで全員による行動変容が重要である。そのため、現時点で始める感染予防策を決め、経営者自らが率先して実践することが望まれる。通常のインフルエンザについても感染の疑いがある場合、積極的に休んで医療機関の診察を受けることを励行する。

- ・ 我が国では、風邪など病気の症状があっても無理をして出社した場合、仕事に対する意欲が評価されることがある。しかし、新型インフルエンザの感染者が、症状があるにもかかわらず無理に出社した場合、出社途中や職場において感染を広めるリスクがある。このような職場の文化を変え、「症状がある場合は家で自宅療養する」という基本ルールを職場全体に浸透させることにより職場での感染を防ぐことができる。これは、風邪や通常のインフルエンザについても同様である。
- ・ 職場における感染予防策について、従業員に対する教育・普及啓発を行う（新型インフルエンザの基礎知識、職場で実施する感染予防策の内容、本人や家族が発症した際の対応等）。

○ 新型インフルエンザ発生に備えた人員計画を円滑に実行できるよう教育・訓練を行っておく。

- ・ クロストレーニング（従業員が複数の重要業務を実施できるようにしておき、欠勤者が出た場合に代替要員する。）
- ・ 在宅勤務（通勤による感染リスクを下げる事が出来る。また、共働き世帯で子どもの面倒を見るためや家族が発症者が出たために出勤できない場合に有効である。）

○ 新型インフルエンザ対策に対する従業員の意識を高め、的確な行動をとれるよう、新型インフルエンザの発生に備えた訓練を立案・実施する。

- ・ フェーズ4 A 発表、フェーズ4 B で従業員が発症、フェーズ6 に進展など複数の状況を設定した机上シナリオ訓練

- ・ 感染予防策に関する習熟訓練（例：個人保護具の着用、出勤時の体温測定等）
- ・ 職場内で発症者が出た場合の対応訓練（発熱外来への連絡、病院等への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等）
- ・ 幹部や従業員の発症等を想定した代替者による重要業務の継続に関わる訓練

#### （５） 点検・是正

- 各事業者は、監督官庁や保健所等との相談、取引先と協議等を踏まえ、行動計画の見直しを行う。また、定期的訓練の後や新知見が発覚した際にも<sup>8</sup>、行動計画の見直しを行う。
- 実際に新型インフルエンザが発生した際、本ガイドラインで想定したとおりに事態が進展するとは限らない。国等が提供する情報を適宜入手し、必要に応じて行動計画を見直し、的確な行動をとることが重要である。

---

<sup>8</sup> 新型インフルエンザウイルスの正確な特性は、発生後に明らかとなる。

#### 4. 新型インフルエンザ行動計画の発動

新型インフルエンザが発生した際、立案した行動計画に従って、感染予防策及び事業継続のための対策を実施する。新型インフルエンザが発生した場合、急速に国内に伝播し流行するおそれもあることから、遅れることなく対策を講じる。また、国等が提供する情報を入手して、行動計画を適宜見直す。

##### (1) 危機管理組織の設置・運営

###### ○ 危機管理組織の設置

- ・ 新型インフルエンザ発生時には、経営者をトップとした危機管理組織を設置し、事業所の感染予防、事業運営に関する意志決定等の前提の統括を行う。
- ・ 職場での感染予防策の徹底、及び職場で感染の疑いのある者が発見された場合に対処する作業班を決める。作業班のメンバー用に必要な個人保護具を用意する。
- ・ 産業医や産業看護職がいる場合は適宜助言を受ける。
- ・ 正確な情報を収集するとともに、従業員や取引先、地域住民等に対して情報提供に努める。
- ・ 取引事業者間と連携を密にし、必要に応じて相互支援等を行う。

###### ○ 情報の収集・提供

- ・ 新型インフルエンザの発生直後は、病原体の感染力や毒性などの詳細については十分な知見が得られていないため、その後、政府等から随時提供される情報を収集する。
- ・ 事業者は、国内外の感染状況等に関する情報を入手するとともに、早急に従業員等に対し感染予防策などの情報を正確に伝える。また、緊急時における地方公共団体の保健部局、近隣の医療機関との連絡体制や事業者・職場内の連絡網などの危機管理体制を確認する。
- ・ 必要に応じて事業継続計画等の点検を行い、今後の対応について従業員や関係事業者等に周知するとともに、事業者団体、関係企業等と密接な

情報交換を行う。

## (2) 感染予防策の実行

- 事業者は、国内においては、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じて予め定めた感染予防策をフェーズ4 Aで準備し、4 Bになり次第対応等、従業員等に対し実施する。以下に、想定される感染予防策の例を示す。

### 【フェーズ4 A（国内非発生）の段階】

- 従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- \* 新型インフルエンザの感染状況、予防のための留意事項等についての情報に注意すること。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとること
- \* 個人での感染予防や健康状態の把握に努めること
- \* 「咳（せき）エチケット」を心がけること
- \* マスクの常用、手洗いを励行すること
- \* 新型インフルエンザ発生国・地域への渡航を避けること

### 【海外勤務する従業員等への対応】

- 発生国の現地スタッフと連絡を取り、対応について指示を行う。
  - ・ 現地の職場での感染予防策の実施
  - ・ 在留邦人及びその家族の帰国について、現地に停留する場合の留意点
- 発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族について。
  - ・ 現地において感染した可能性があると思われる場合、宿泊施設等において最大10日間程度の停留が行われる可能性がある。
  - ・ 停留措置が講じられない場合であっても、自宅において感染を疑われる症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡すること（保健所から、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導される）。

## 〔フェーズ4B（国内発生）以降〕

○従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- \* 38 度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないこと
- \* 不要不急の外出を自粛するとともに、大規模集会、興行施設等特定多数の集まる場所に近寄らないようにすること
- \* 外出を余儀なくされた場合も公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。
- \* 症状のある人（咳、くしゃみなど）には極力近づかないこと。接触した場合、手洗い、洗顔などを行う
- \* 手で顔を触らないこと（接触感染を避けるため）

○ 施設の管理（立ち入り制限や対人距離の確保）

- ・ 職場への入口を限定し、出勤時に従業員の体温を測定し管理する、又は発熱等の症状の有無を確認するなど、感染者の入室をできるだけ防止する。
- ・ 入場者のための手洗い場所（手指消毒場所）を設置するなど、従業員への感染を防ぐための配慮を要請する。
- ・ 訪問者等に対する制限方法を立案し、立ち入り制限を実施する。
- ・ 職場や寮、宿直施設での接触状態を回避する対策を講じる（例：従業員の配置を見直す、寮の二人部屋をなくす、食堂や風呂の利用を時差制にするなど）<sup>9</sup>。
- ・ 食堂等、従業員が集まる施設については、入場を制限し又は一時閉鎖する。
- ・ 飛沫の飛散防止のため、人同士の距離を保持するほか、窓口などでは、ガラス等の仕切りを設置して相手の飛沫に接しないようにする。

○ 職場の清掃・消毒

- ・ 毎日、職場の消毒・清掃を行う。特に多くの人々が接する場所（玄関のドアノブ、訪問者用のトイレ等）は、清掃・消毒の頻度を上げる。

<sup>9</sup> 対人距離を2m以上確保する。農業や工場（機械化の進んだ）は感染リスクが少ない。小売業ではレジ周りで対人距離が取れるようレイアウト変更する、タクシーでは運転席と乗客席の簡易隔離の設置などが考えられる。

- ・現時点において、新型インフルエンザウイルスの主な感染ルートが飛沫感染、接触感染であることを前提とすると、事業所等が空気感染を想定した対策を講じる必要はないと考えられる。

#### ○ 従業員の安否確認等

- ・欠勤した従業員の安否確認を行い、感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

#### ○ 事業所で従業員が発症した場合の対処

- ・発症の疑いのある者を会議室等に隔離する。発症者が自力で会議室に向かうことができない場合は、保護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で幫助する。
- ・事業者は、保健所等に設置される予定の発熱相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院隔離の勧告から自宅療養まで治療方針は刻々と変化するので、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい。

\* 現段階における治療方針としては、初期段階（疫学調査により患者の感染経路が追跡できる段階）では、入院隔離の勧告を受けることが想定されている。感染経路の追跡が不可能となり入院勧告措置が解除された場合、患者の症状の程度から入院の必要性の有無を判断することになる。発熱外来において、患者に入院治療の必要性が認められなければ、必要に応じて投薬を行い、極力自宅での療養を勧めることとしている。

- ・もし、発熱相談センターから救急車の台数不足等により社用車や自家用車等での搬送を指示された場合は、発症者の搬送は、保護具を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で行う。使用した自動車は、発症者の飛沫が飛んだり、触った箇所を中心に消毒（職場と同様の）を行うことで、他の者が感染するリスクを低減できる。（救急車の台数は限られているため、新型インフルエンザ流行時に発症者が救急車を利用することは難しい場合があることを理解する。）

#### ○ 従業員の家族が発症した場合の対処

- ・ 従業員本人だけでなく、同居する家族等の発症や従業員の感染者との接触についても把握することが望ましい。
- ・ 同居家族が発症した場合、職員自身又は連絡を受けた事業者は、発熱相談センター（保健所）に連絡して指示を受ける。
- ・ 感染拡大の初期段階では、濃厚接触の可能性が高いと判断される場合は、自宅待機等を要請される。（その期間は新型インフルエンザの特徴にもよるため、保健所の指示に従うべきであるが、目安としては10日間である。）
- ・ 自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、発熱相談センター（保健所）の意見も踏まえ、その時点で改めて出社の可否を検討する。

#### 〔フェーズ5／6〕

新型インフルエンザ拡大時には、フェーズ4以降の感染予防策を徹底することが基本となる。

- フェーズ4以降に実施している感染予防策を徹底する。
  - ・ フェーズ5／6では、感染予防策を強化する。
  - ・ 従業員が多数発症する場合を想定して、安否確認方法を確立しておく。従業員の居住地の保健所と情報共有を図る。

#### （3） 事業継続計画の実行

事業者は、国や地方公共団体等の情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じ、事業継続計画を速やかに実行する。

- 各事業者は、予め策定していた人員計画を実行し、重要業務の継続を図るとともに、その他の業務を縮小・休止する。

#### 〔フェーズ4 A（国内非発生）の段階〕

- フェーズ4 Bに急速に進展する可能性もあるため、国内の事業者においても、フェーズ4 Bに備えた準備を行う。

#### 【海外勤務する従業員等への対応】

- 海外進出している事業者、海外出張者がいる事業者は、現地での新型インフル

エンザ発生に備えて策定しておいた行動計画を実行する。

- ・ 現地及び外務省等からの情報収集に努め<sup>10</sup>、4 Aの兆候を感知した時点で直ちに行動する。
- ・ 現地で新型インフルエンザが発生した場合に業務を継続するかどうか、現地の邦人従業員の滞在又は帰国について基本的な方針を立案・実行する。
- ・ 現地の邦人従業員及びその家族については、全員が即座に帰国することが難しいケースを前提に安全に停留するための方法について指示を行う<sup>11</sup>。
- ・ 現地の在外公館と連絡を取りつつ、現地事業所の操業等は現地当局の指示に従い決定する。

#### [フェーズ4 B]

- 危機管理体制を立上げ、情報収集・提供を強化するとともに、人員計画を実行し、重要業務の継続を図るとともに、その他の業務の縮小・休止する。
  - ・ 国内外の感染状況や社会の状況、取引事業者の操業状況等を勘案しつつ、行動する。
- 職場で発症者や育児や看病のために勤務できない就業者が出た場合、代替要員に従事させて業務を継続するか、あるいは復帰するまで業務を一時休止する。
  - ・ 職場は、感染者の飛沫が付着する可能性のある場所を消毒・清掃し、感染リスクが低減した後に就業することが望まれる。
- 社会機能の維持に関わる事業者は、感染予防策を徹底するとともに、取引事業者の協力を得て、ほぼ通常どおり重要業務を継続できるよう努める。

#### [フェーズ5 / 6]

- 危機管理体制の継続的に運営し、国や地方公共団体等が提供する情報に留意しつつ、事業継続計画を引き続き実施する。
- 重要業務への資源の集中、その他の業務の縮小・休止の継続
  - ・ 感染予防のための勤務体制を継続しながら、重要業務に資源を集中する。
  - ・ 業務を絞り込む結果として、事業所の幾つかを一時休業することもある。
  - ・ 取引事業者の操業状況を把握し、必要に応じて相互支援を行う。

<sup>10</sup>外務省は、海外で感染症の危険性が増大した場合、感染症危険情報を発出する。

<sup>11</sup> 現地邦人が多数の場合、即座に全員を帰国させる航空機を確保することは難しいと考えられる。

- 従業員の労務管理等
  - ・ 通常とは異なる勤務体制や班交代制が長期に続くことによって、従業員に過度な負担がかからないよう留意する。
  - ・ 従業員とその家族の全員が発症する場合も考えられ、飲食料の世話等について事業者として検討・実施することも望まれる。
- 財務対策の検討・実施
  - ・ 新型インフルエンザの影響が長期間に及んだ場合、事業者によっては、財務対策（キャッシュフローの確保等）の検討を行う必要が生じる。

※なお、新型インフルエンザ発生時における中小企業向けの金融対策については、政府において検討を行っている。
- 国及び地方公共団体等への協力
  - ・ 感染者の発生状況や社会状況等を踏まえ、国や地方公共団体等から事業者に対して様々な要請がなされることも想定され、可能な範囲で協力する。
- 社会機能の維持に関わる事業者は、感染予防策を徹底するとともに、取引事業者の協力を得て、ほぼ通常どおり重要業務を継続できるよう努める。

## 5. 小康状態

- 小康状態<sup>12</sup>になった場合、感染予防策を維持しつつ、一部の業務を回復させる。
  - ・ 発症した従業員の多くは治癒するため、これら従業員も就業可能となることが想定される<sup>13</sup>。
  - ・ 我が国にも2回目、3回目の波が来る可能性がある。この間にウイルスが大きく変異した場合、罹患・治癒した者も再度感染するおそれがある。
  
- 社会機能の維持に関わる事業者は、小康状態においても、感染予防策を徹底するとともに、取引事業者の協力を得て、ほぼ通常どおり重要業務を継続できるよう努める。

---

<sup>12</sup> 我が国では大流行の波が一旦収束し、全世界で大流行の波が継続している状況。その後、我が国にも第2波、第3波が来る可能性がある。

<sup>13</sup> 死亡率は発症者の0.5~2%と考えられているが、発症者の多くは2週間程度で回復すると思われる。

## 6. 参考資料

### <国の新型インフルエンザ関連情報>

- ・ 厚生労働省 新型インフルエンザ対策関連情報  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/>
- ・ 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議  
「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成19年10月改訂）
- ・ 厚生労働省新型（インフルエンザ専門家会議）「新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ4以降）」について（平成19年3月26日）
- ・ 労働者健康福祉機構（海外勤務健康管理センター）「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成19年5月18日改訂）

### <新型インフルエンザに関して参考になる情報源>

- \* 国立感染症研究所のウェブサイト  
<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>
- \* 同研究所の感染症情報センターのウェブサイト  
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- \* 外務省海外安全ホームページ  
<http://www.anzen.mofa.go.jp>
- \* 都道府県・保健所・市町村の情報  
各都道府県・保健所・市町村はウェブサイトを開設しており、そこから情報や住民へのお知らせが発信されているので参考にされたい。
- \* 特定非営利活動法人事業継続推進機構  
<http://www.bcao.org/>

### <海外の情報>

- \* 世界保健機関（WHO）のウェブサイト
  - ・ 鳥インフルエンザ  
[http://www.who.int/csr/disease/avian\\_influenza/en/](http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/)
  - ・ 新型インフルエンザ  
<http://www.who.int/csr/disease/influenza/pandemic/en/>

・他国のサイト（アメリカ）

<http://www.pandemicflu.gov/>

<事業継続関連>

- \* 中央防災会議（内閣府）「事業継続ガイドライン第一版—わが国企業の減災と災害対応の向上のために—」（平成17年8月）
- \* 経済産業省「事業継続計画策定ガイドライン（企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会報告書・参考資料）」（平成17年3月）
- \* 中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」（平成18年2月）
- \* 特定非営利活動法人事業継続推進機構「中小企業BCPステップアップ・ガイド（平成19年12月）」